

20 陳情 第 27 号	西新宿 5 丁目中央北地区再開発に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 20 年 9 月 10 日受理、平成 20 年 9 月 17 日付託
陳情者	新宿区西新宿 _____ _____

(要 旨)

平成 20 年 3 月 21 日開催の第 135 回都市計画審議会で西新宿 5 丁目中央北地区再開発の都市計画決定をしましたが淀橋会館を開発範囲から除外していただきたい。

(理 由)

淀橋会館の老朽化を理由に新しく整備するとかまた、地区や周辺のコミュニティ活動の活性化等々の名目であたかも町民に対して開発の恩恵があるが如しに、言葉巧みに淀橋町会の土地を利用しています。淀橋会館の整備費以上にその土地には大きな利権があるのです。

この土地のおかげで容積率、開発規模の拡大が図られています。このような会館の利用は町民全員にお知らせしているのでしょうか。(一町民として聞いたことがありませんが...) 財団法人淀橋会館は町民みんなに利用されなければなりません。

開発業者等々一部の特定された者に利益供与するような行為はあってはなりません。

ある意味、町民に対する詐欺的行為といえるのでないでしょうか。

近年、大阪で容積率の拡大をめぐるデベロッパーへの利益供与であると問題になっています。(容積率向上は利権になる) 同じことが今、行われようとしています。新宿区は淀橋会館を利用した利権に加担し、特定の者に利益供与しようとするのですか。

淀橋会館の扱いに細心の注意を払うべきです。

町民からの訴追に新宿区は、対応できるようでなくてはなりません。利権に利用されないように開発と淀橋会館の土地を明確にガラス張りにすべきです。

そのためにも開発地域から除外しなくてはなりません。(土地は利用せずに建物だけを整備するのが本来の開発の姿勢である)